

メタバースで「日本のひなた」PR事業業務委託仕様書

1 委託業務名

メタバースで「日本のひなた」PR事業

2 委託業務の目的

主に若い世代に多く利用されている「メタバース」の空間において、本県の観光地をバーチャルの旅行先として再現するなどの観光PRを行うことにより、本県の認知度向上を図るとともに、観光誘客増につなげる。

3 業務履行場所

受託者施設および県の指定する場所とする。

4 委託業務の内容

(1) 計画準備

本業務の実施概要、実施方針、作業工程、実施体制、品質管理計画等を検討し、業務計画書として取りまとめること。

(2) 本県の観光地を再現した空間の制作・運営

バーチャルの旅行先として、2つ以上の空間を制作すること。なお、制作に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 空間を制作するプラットフォームについては、より多くのメタバース利用者が見込まれるものを選定すること。また、選定の理由について、具体的な数字や根拠を用いて県へ説明すること。
- ② 再現する観光地については、より多くのメタバース利用者の来場が見込まれる観光地を選定し、具体的な再現の方法を県に説明した上で、県と協議を行い決定すること。
- ③ 令和7年2月末を目途に公開すること。具体的な公開日は県と協議のうえ決定すること。
- ④ 制作した空間の運営・維持管理は受託者負担で行うこと。

(3) 観光誘客につながる仕掛け作り

(2)により制作した空間に、メタバース利用者がアバターを通して、来場している間もしくは来場した後において、①本県を訪れる動機付けにつながる仕掛けを行うこと。また、②メタバース上で宮崎の魅力を「疑似体験」できるような仕掛けを行うこと。

<①の例>

- ・ 実際の観光誘客につながるアイテムやポイントのメタバース上での付与
- ・ メタバース空間上において本県への移動手段や宿泊予約にリンクできる環境を用意する

<②の例>

- ・ 鶴戸神宮の「運玉投げ」や高千穂峡の「ボート漕ぎ」など

(4) 制作した空間のPR

空間を制作したプラットフォームにおいて、同じプラットフォームのメタバース利用者に対して制作した空間をPRし、本県の空間への誘導を行うこと。

また、多くの人に制作した空間を認知してもらうため、SNS等を活用したプッシュ型の周知・広報を積極的に行うこと。

(5) 実績報告

委託業務の履行途中において県から求められた場合及び委託業務完了後の実績報告において、以下の項目を盛り込んだ報告を行うこと。

- ① 制作した空間への1日ごとの来場者数並びに来場者の年代、性別及び平均滞在時間などKPIに関連するデータ
- ② 制作した空間において来場者が利用したエリアごとの情報
- ③ 制作した空間において来場者に人気のエリア及びその理由の考察

(6) その他、本業務の実施に伴い必要となる業務

5 成果品について

- ・ 業務計画書
- ・ 報告書等（4の(5)に該当する内容を記載し、さらに全体を取りまとめたもの）
- ・ その他業務を実施する上で作成した資料等

納品時は本県が指定する場所へ納入すること。

納品形態は、紙で1部、電子で1部納入すること。

電磁的記録媒体による納品は、Microsoft Office 365で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R又はDVD-Rの媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、本県の承認を得ること。

6 本業務を実施する上で特に重視する視点

- ・ 実際に本県を訪れる動機付けにつながる仕掛けがあること。
- ・ 本県の魅力を疑似体験できる仕掛けがあること。
- ・ 制作した空間へのメタバース利用者の来場を増やす上で効果的なPRを展開できること。

7 その他

- ・ 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・ 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。